

広島県重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための
代替医師確保支援事業の補助対象等について

(1) 事業概要

重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）における医師の勤務・生活環境を改善して、支援区域への派遣の納得感や支援区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、支援区域で新たに勤務する医師を増やし、支援区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

(2) 補助対象者

尾三（二次保健医療圏）及び県が第8次広島県保健医療計画で医師少数スポットとして設定する地域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

※ 県による採択後、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支援区域及び医療機関が対象。

(3) 補助基準額等

基準額：60,000 円 × 延日数（日直、宿直数）

対象経費：土日祝日の代替医師の雇上にかかる経費

補助率：1/2

(4) 補足

- ・ 夜間休日診療を行うための、土曜日・日曜日・祝日の宿日直を行う代替医師（非常勤）が対象。
- ・ 令和7年度より常勤医の日当直回数が減少した分を対象とする。
- ・ 「医師派遣元医療機関支援事業」を活用している医療機関も本事業の対象になる。

(例) 「医師派遣元医療機関支援事業」でA病院（派遣元）からB病院（派遣先）に派遣を行っている場合

A病院が平日の医師派遣を行っているが、A病院の土日の代替医師確保は支援対象。

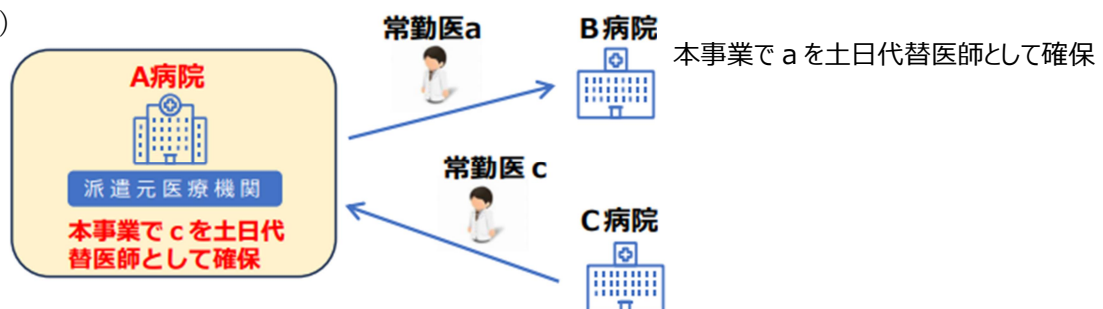
B病院は平日の医師派遣を受けているが、A病院の土日の代替医師確保は支援対象。

B病院がA病院から土日の代替医師を確保している場合でも、B病院は支援対象。

※ 「医師派遣元医療機関支援事業」は宿日直を行うための派遣は対象外。

- ・ 代替医師が医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、対象外とする。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、対象とすることは可能。

(例)



A病院は、常勤医 a を B病院の土日代替医師として派遣している一方で、C病院から常勤医 c を土日の代替医師に来てもらっている。この場合、A病院は本事業（常勤医 c の確

保)の対象外となる。ただし、常勤医cがA病院において不足する特定診療科の代替医師であれば、対象とすることは可能。

※ B病院は本事業(常勤医aの確保)の対象。

- ・ 1医療機関において、申請できるのは「1当直帯あたり1人分まで」とする。
- ・ フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて、回数を按分すること。

(例) 日直が8:00~18:00(10時間)、宿直が18:00~翌8:00(14時間)の勤務体系の時フルタイムで宿日直した場合

$$\rightarrow 60,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} = 120,000 \text{ 円}$$

日直分を13:00から行い、宿直はフルタイムで勤務した場合

$$\rightarrow (60,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 回} \times 5\text{H}/10\text{H}) + (60,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 回}) = 90,000 \text{ 円}$$